

# 業 務 委 託 契 約 書

発注者 青森市長島一丁目1番1号  
青 森 県

受注者

上記当事者間において、業務委託のため、次のとおり契約（ただし、  
を除く。）を締結した。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託した。

業 務 名 令和8年度県民防災力育成事業業務  
業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）  
とする。

（契約保証金）

第4条（A） 契約保証金は、免除する。

（契約保証金）

第4条（B） 契約保証金は、金 円とする。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、受託者がこの契約を履行した後に還付するものとする。

（業務員）

第5条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「業務員」という。）の選定に当たっては、必要な知識及び技能を有し、かつ、委託業務を適切に処理することができると認められる者を選定するものとし、この契約の締結後、速やかに業務員名簿を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、業務員が委託業務を処理することが不相当であると認められるときは、受注者に対し、当該業務員の交代を申し出ることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出があったときは、当該業務員を交代させるものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により発注者の承諾を得た第三者も受注者としての義務を負うものとし、受注者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定により発注者が承諾した場合であっても、受注者は発注者に対し、承諾を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

(委託業務の実施に係る損害)

第8条 委託業務の実施に当たり発注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 委託業務の実施に当たり、受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書に別紙仕様書による成果品を添えて発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書及び成果品の提出を受けたときは、当該成果品について検査するものとする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 前項の補正に要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 第1項の成果品の引渡しは、第2項の検査に合格したときをもって完了したものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、前条第5項の規定により成果品の引渡し完了したときは、委託料を請求書により発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(権利の帰属)

第11条 第9条第5項の規定により引渡し完了した成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この成果品を基に翻案して、二次的著作物を製作し、譲渡、貸与等を行うことができるものとする。

- 2 前項の成果品に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、当該権利は受注者に留保されるが、発注者は、この成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- 3 受注者は発注者に対し、著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 4 受注者は、第1項の成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じたときは、受注者の責めにおいて解決するものとする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除の後においても同様とする。

(契約内容の変更等)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者との間で協議して書面によりこれを定めるものとする。

(遅延利息)

第14条 受注者はその責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務を履行しなかったときは、当該履行期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算して得た金額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）を遅延利息として発注者に納付するものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとする。

(契約の解約)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 災害その他この契約締結後に発注者に生じた事情の変化により委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 受注者が委託業務を実施することができなくなったとき。

2 前項の場合における委託料の額及びその支払については、発注者と受注者との間で協議して定める。

(契約の解除)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を生ずることがあっても、発注者は、その損害を賠償しないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により、委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が第6条、第7条又は第12条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約上の義務に違反したことによりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(暴力団の排除)

第17条 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(違約金)

第18条 (A) 発注者は、第16条第1項の規定又は前条の別記1によりこの契約を解除したときは、委託料の100分の5に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額)を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を未払いの委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(契約保証金の帰属)

第 18 条 (B) 発注者は、第 16 条第 1 項の規定又は前条の別記 1 により契約を解除したときは、契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供されたときの担保を含む。)は発注者に帰属するものとする。

(損害賠償)

第 19 条 発注者は、第 16 条第 1 項の規定又は第 17 条の別記 1 によりこの契約を解除した場合において、違約金の額を超えた損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

(瑕疵担保)

第 20 条 受注者は、発注者に引き渡した成果品の瑕疵について、引渡し完了の日から 1 年間担保の責めを負うものとする。ただし、発注者の責めに帰する事由により生じた瑕疵については、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者は受注者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害の賠償を請求することができる。

(個人情報の保護)

第 21 条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議)

第 22 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

## 暴力団排除に係る特記事項

## (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

## (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

## (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## (適正な取得)

第 3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

## (安全管理)

第 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (作業場所の特定等)

第 5 受注者は、発注者の指示する場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

## (目的外利用及び提供の禁止)

第 6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

## (再委託の禁止)

第 8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

## (資料等の返還等)

第 9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## (従業者への周知等)

第 10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。